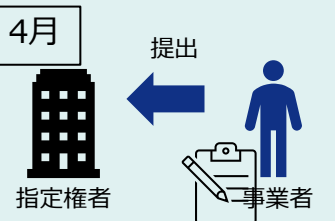


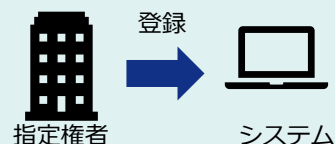
就労移行支援体制加算の見直し（イメージ）

令和8年度



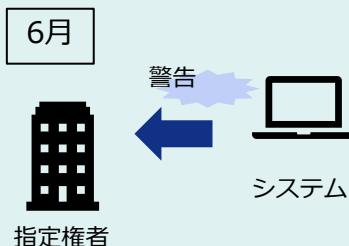
就労継続支援A型事業所等は、

「就労移行支援体制加算に関する届出書」を提出してください。



指定権者は、事業所から提出された届出書に基づき、事業所台帳に登録してください。

（令和8年4月以降、就労定着者は**事業所の前年度9月末時点の利用定員数が上限**となります。市町村が令和8年6月以降、国保連システムの警告等を活用し、確認します。）



令和8年6月以降、国保連システムにおいて、就労移行支援体制加算が当該サービスの最低定員数を上回る請求があった場合は、**市町村に対して警告**が出されます。

市町村は、警告が出た事業所について、**昨年9月末時点の定員数を確認**してください。

（当時の資料が残っていれば、その書類で確認します。当時の定員数が分かる書類が無い場合は、指定権者に照会してください。）

また、エラーとなった就労移行支援体制加算について、算定回数÷合計利用日数をするにより、**加算の算定に用いられている就労定着者数を確認**してください。

- ・加算の算定に用いられている就労定着者数が昨年9月末時点の定員を超えている場合は、
 - ・当該月の就労移行支援体制加算の請求を修正させてください。
 - ・令和8年4月・5月分も確認し、過大請求となっていれば、遡って返還させてください。
 - ・指定権者にも情報提供してください。

情報提供を受けた指定権者においては、

- ・体制届出・事業所台帳が誤っていれば、修正させてください。





事業所

①データ送付

国保連合会

台帳情報

事業所台帳

サービスコード表

請求明細書 等

事業所番号 : 9999999999
受給者証番号 : 9999999999
サービス種類 : 45 (就労継続支援A型)
就労移行支援体制加算
1,023単位×10回 10,230単位

突合

②一次審査

- | | |
|----------|--|
| ① | 「加算算定に用いる就労定着者数」と「事業所台帳に記載されている就労定着者数」が一致しているか
→返戻対象となる。 |
| ②
(新) | 「加算算定に用いる就労定着者数」が最低定員数（6人または10人）以下であるか
→警告が出される。
支給決定権者において支払対象とするか判断する。 |

データ連携

一次審査にて、①・②のいずれかを満たしていない場合、エラー情報もあわせて連携される。

④必要に応じて、請求の再提出を求める

支給決定権者
(市町村等)

③二次審査

エラー等が表示された請求について、以下を審査する

- | | |
|----------|---|
| ① | 「加算算定に用いる就労定着者数」と「事業所台帳に記載されている就労定着者数」が一致していない場合
→エラー（返戻対象）となるが、必要に応じて、事業所に対して一致させるよう修正を依頼する。 |
| ②
(新) | 「加算算定に用いる就労定着者数」が最低定員数（6人または10人）を超えている場合
→事業所の指定権者に「当該事業所の昨年度9月末の定員数」を確認し、「加算算定に用いる就労定着者数」（単位数÷所定単位数）が「当該事業所の昨年度9月末の定員数」を超えている場合は、事業所に対して、超えないよう修正を依頼する。
(所定単位数はサービスコードにより特定) |

請求明細書 等

事業所番号 : 9999999999
受給者証番号 : 9999999999
サービス種類 : 45 (就労継続支援A型)
就労移行支援体制加算
1,023単位×10回 10,230単位

②警告

必要に応じて、事業所台帳の修正を依頼する

指定権者
(都道府県)

必要に応じて、「当該事業所の昨年度9月末の定員数」を指定権者に照会

情報提供

※②のエラーが出た場合、指定権者は以下の対応を行う

- 当該事業所の昨年度9月末の定員数を確認し、支給決定権者に伝える。
- ② (必要に応じて、事業所に対して、事業所台帳の就労定着者数の修正を依頼する)